



友達登録は  
こちらから



PC・スマホ フィーチャーフォン



暮らし・住まい・環境

広報おうめ 5.9.15(3)

### 消費者相談室から343

## 屋根工事の訪問販売トラブルが続いています！

問 市民安全課市民相談係

突然見知らぬ業者が来て、「近くで工事をしていて、お宅の屋根のねじが浮いているのが見えた。早く修理した方がいい」などと勧誘され、高額な修理代金を請求されるというトラブルが市内でも多く発生しています。

◆不安をあおって契約を急がせる事業者には注意！

突然訪問した事業者から「風で飛んだら危ない」「隣家に被害が出る」などと言われると不安になりますが、本当に必要な工事なのか、複数の事業者から見積りを取ったり、家族や身近な人に相談して検討しましょう。

◆契約書面は必ず受け取り、記載内容をよく確認しましょう！

書面が交付されていなかったり、記載に不備がある場合、クーリング・オフ期間を過ぎていても解約できる可能性があります。

(東京都消費生活総合センターの相談事例より作成)

トラブルにあったら、ひとりで悩まず、できるだけ早く消費者相談室にご相談ください。

消費者相談室 ☎22-6000 (相談専用)

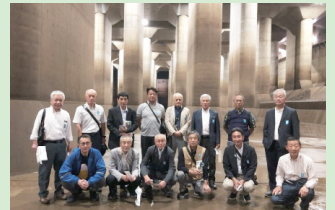
相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前10時～正午、午後1時～4時(毎月第2・4火曜日は午後6時まで受付)

### 自治会活動紹介コーナー98

## 地域の日常と絆を取り戻す自治会活動

青梅市自治会連合会第3支会長 上田 實

第3支会は2つのブロックに分かれて活動を行っています。第2ブロックの7自治会(吹上、野上第1・2・3、大門第2・5、塩船)と第3ブロックの6自治会(谷野、木野下、今寺西、今寺榎、今寺第4・5)の計13自治会(本年4月現在の会員は1,873世帯)で構成され大門市民センターを事務局としています。



△自治会長 防災研修視察  
【研修先：首都圏外郭放水路】

新型コロナウイルス感染拡大の影響で思い通りの自治会活動が行えない状況でしたが、皆さんと知恵を出し合い地域の日常と絆を取り戻すべく自治会活動を行っています。

第2ブロックでは4年ぶりに「霞台地区自治会連合会盆踊り大会」を各種団体協力のもと開催し、第3ブロックでは各自治会が夏祭りや盆踊り大会を工夫を凝らして開催し、ともに盛況なものとなりました。

体育振興事業では、地区運動会に代わる「TVラジオ体操」を中心とした行事を各ブロックで考え、「スポーツフェスティバル2023」および「健康な身体作り大会」として10月に開催します。

今後の第3支会の活動指針としては、地域の皆さんが安心・安全に暮らすための防災対策について自治会が中心的な役割を担って活動を行っていかねばならないと強く感じています。

問 市民活動推進課地域支援係

## 青梅・奥多摩防犯のつどい

問 市民安全課市民安全係



日時 10月2日(月)  
午後2時～4時

(1時30分開場)

会場 霞共益会館3階大ホール  
(野上町2-21-5)

内容 劇団「自然堂」による演劇、  
防犯出前寄席(落語、漫才)

## 不動産無料相談会

問 市民安全課市民相談係

日時 10月3日(火)

午前10時～午後4時

会場 市役所2階201～203会議室

対象 市民

内容 不動産に関する法律、税務、取引等の相談を  
弁護士、税理士、宅建取引士がお受けします。

定員 先着30人

その他 相談内容の資料があればお持ちください。

## 行政書士会無料相談会

問 市民安全課市民相談係

相続、遺言、契約、各種許認可など暮らし  
の手続きや書類作成などの相談を行います。

日時 10月4日(水)

午前10時～午後4時

会場 市役所2階201～202会議室

対象 西多摩地域在住の方

相談員 東京都行政書士会多摩西部支部会員

その他 相談内容の資料があればお持ちください。

### 世界一の交通安全都市TOKYOを目指して

## 秋の全国交通安全運動

問 青梅警察署☎22-0110、青梅交通安全協会☎23-5287、市交通政策課

市民一人ひとりが交通安全意識を高め、車両運転者だけではなく、歩行者、自転車利用者も交通ルールを守り、正しい交通マナーを身につけることが大切です。

交通事故防止にご協力をお願いします。

運動期間 9月21日(木)～30日(土)

交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(土)

重点

▷子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保

▷夕暮れ時と夜間の交通事故防止および飲酒運転等の根絶

▷自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

▷特定小型原動機付自転車(いわゆる「電動キックボード」等)の交通ルール遵守の徹底

▷二輪車の交通事故防止

## マンション管理計画認定制度を開始しました

問 住宅課住宅政策係



令和5年9月に市マンション管理適正化推進計画を策定し、「マンション管理計画認定制度」が始まりました。

この制度は、一定の基準を満たす適切な管理計画を持つマンションを市が認定する制度です。認定を受けることで、市場において評価されるだけでなく、融資における金利の優遇や税制優遇などのメリットを受けられます。

対象 市内の既存マンション

※申請者はマンション管理組合の管理者等

申請方法

(公財)マンション管理センターによる「管理計画認定手続支援サービス」を利用し、マンションの管理計画について事前確認を行い、「事前確認適合証」の発行を受けてください。その後、「管理計画認定手続支援サービス」を通して、市に管理計画の認定申請を行ってください。

### 10月は住生活月間

## 住宅なんでも相談会

住宅に関する悩みを専門家に相談できます。

日時 10月7日(土)

午後1時30分～4時30分

会場 市役所2階201～206会議室、災害対策本部室

※来場が難しい場合はオンライン相談可

対象 市民、市内の住宅所有者

内容 住宅の新築・増改築・リフォーム、賃貸・売買、分譲マンションの管理組合

の運営、空き家の管理・相続、土地の境界・家屋の調査に関すること。



定員 先着28組(予約制)

持ち物 住宅の図面、マンションの管理規約など、相談に関する資料

申し込み

10月4日までに電話、☎22-3508、電子メール☎div2570@city.ome.lg.jpまたは直接住宅課住宅政策係へ

※予約に空きがある場合は当日受付も可